

柏崎ブランド米「米山プリンセス」土壌診断支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏崎ブランド米「米山プリンセス」認証制度実施要綱（以下「認証要綱」という。）に基づき、柏崎ブランド米「米山プリンセス」（以下、「米山プリンセス」という。）の栽培に取り組む者が行う土壌診断に対して助成金を交付することで、米山プリンセスの認証者の増加及び認証量の安定化を目的とする。

(交付手続)

第2条 助成金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、認証要綱別表第1の認証基準の全ての項目に取り組む、又は取り組む意思がある者で、認証要綱第4条に規定する者とする。

(交付対象となる事業)

第4条 交付の対象となる事業は、米山プリンセスの生産に係る土壌改善のために実施する土壌診断に係る費用とし、この場合の土壌とは、本助成金を申請した次の年に米山プリンセスに取り組むほ場のことをいう。

2 前項のほ場とは、認証要綱第5条第2項に規定する取組計画書に記載されたほ場を原則とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、土壌診断に係る費用の2分の1の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1検体当たり2,000円を上限とする。

2 助成金の交付は、米山プリンセスの生産に取り組むほ場の面積に応じ、上限検体数の診断に係る費用とする。上限検体数の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{上限検体数} = \frac{\text{米山プリンセスの取組面積}}{10 \text{ アール}} \times \frac{1}{3}$$

3 助成金の交付は、米山プリンセスに取り組むほ場1区画に対して1回限りとする。

4 本事業に対する国、他の地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受けている場合は、本助成金の対象としない。

(交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、土壌診断を実施した翌月末日までに柏崎ブランド米「米山プリンセス」土壌診断支援事業助成金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、交付する場合にあっては柏崎ブランド米「米山プリンセス」土壌診断支援事業助成金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては柏崎ブランド米「米山プリンセス」土壌診断支援事業助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 認証要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、柏崎ブランド米「米山プリンセス」土壌診断支援事業助成金交付決定取消・返還通知書(別記第4号様式)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。